

建築物の定期報告(令和7年)

定期報告とは

多数の人が利用するような用途及び規模の建築物等については、いったん事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全性の確保を図る必要があります。

下記に指定する建築物や建築設備に対し専門技術を有する資格者に調査・検査を依頼し、その結果を特定行政庁へ報告することを義務づけている制度です(建築基準法第12条第1項及び第3項)。

令和7年 報告対象建築物(3年ごとに報告)

- ・ 病院
- ・ 有床診療所
- ・ 高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物

報告対象の要件は裏面へ

- **建築物の報告時期**
令和7年7月1日
～令和7年12月20日
- **昇降機等及び工作物の報告時期**
通年
- **建築設備及び防火設備の報告時期**
令和7年4月1日
～令和7年12月20日

報告対象建築設備等(毎年報告)

1. 昇降機等
 - エレベーター
 - エスカレーター
 - 小荷物専用昇降機 (フロアタイプに限る)
2. 工作物
 - 遊戯施設等
3. 建築設備
 - 換気設備
 - 排煙設備
 - 非常用の照明装置
4. 防火設備



報告対象の要件は裏面へ

特定行政庁

佐 伯 市

問い合わせ先

佐伯市建設部建築住宅課

佐伯市中村南町1番1号 TEL0972-22-3574

■対象建築物一覧表※ 【3年ごとに報告】

用途	規 模	R6	R7	R8	R9
・病院 ・有床診療所 ・高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)		○		
・劇場 ・映画館 ・演芸場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の面積の合計が200㎡以上 ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの(100㎡超)			○	
・観覧場 ・公会堂 ・集会場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の面積の合計が200㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)			○	
・体育館(学校を除く) ・博物館 ・図書館 ・スキー場 ・水泳場	・美術館 ・ボウリング場 ・スケート場 ・スポーツ練習場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上		○	
・百貨店 ・キャバレー ・バー ・公衆浴場 ・飲食店	・マーケット ・カフェ ・ダンスホール ・待合 ・物販店舗	・展示場 ・ナイトクラブ ・遊技場 ・料理店	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上 ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上 ④地階にあるもの(100㎡超)	○	
・旅館 ・ホテル	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)	○			○

※建築基準法第6条第1項第一号に該当する建築物で、かつ上記の用途・規模のものが定期報告対象

※避難階にのみ対象用途がある場合は、定期報告対象外(避難階とは、直接地上へ通じる出入口のある階)

令和7年7月1日から、定期報告の対象が変わりました。

■対象建築設備等一覧 【毎年報告】

設備の種類	対象建築設備等	R6	R7	R8	R9
昇降機等	①エレベーター(戸建住宅等は除く) ②エスカレーター	○	○	○	○
	③小荷物専用昇降機	○	○	○	○
建築設備	定期報告対象建築物に設ける ①機械換気設備※1 ②中央管理方式の空気調和設備 ③排煙設備(機械排煙設備に限る) ④非常用照明装置	○	○	○	○
工作物	①観光用エレベーター・エスカレーター ②高架の遊戯施設(コースター等) ③原動機を設け回転運動をする遊戯施設(メリーゴーラウンド、観覧車等)	○	○	○	○
防火設備※2	定期報告対象建築物に設ける ①常時閉鎖防火扉(各階主要なもの※3に限る) ②随時閉鎖防火設備等 (病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物については、その部分が200㎡超の建築物に設けるもの)	○	○	○	○

※1 法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設けたもの ※2 外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。

※3 各階の主要なもの:①避難経路に設けられたもの ②吹き抜きに面して設けられたもの(昇降路に設ける防火扉は除く)③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの ④その他安全上必要なもの